

このように、横浜を中心とする護憲の動きは、桂内閣が、組閣への時点から帝国議会内で政友会・国民党の非幹部派の攻撃と院外の大衆の圧力により、二月十一日総辞職するまでの経過のなかで、他の地域と事情を異にし独自の姿をとっていた。もちろんここでも、はじめのころは護憲運動がひとつの地下水となつて地域をつらぬいてもりあがりを見せはじめていたが、やがて政局の変転にともない、「憲政」のあり方を争点として、あらためて刷新派と政友派が鋭くあい対立していくという情勢を形づくっていたのである。

一一「立憲主義」と県民の関心

『横浜貿易新報』
とその周辺

県下の護憲運動は政友会と国民党を糾合し、県民の立憲政への関心をかきたてながら一致して閥族を追いつめていく世論をつくりだす経過をたどってはいなかった。この点、東京府をはじめ関東近県の動きとくらべてみても、対照的である。東京府下では多摩政友会の長老であり同党の重鎮村野常右衛門や国民党の古島一雄が民党糾合運動に奔走し、茨城県、埼玉県でも民党の統一行動によって閥族と対決する傾向にあり、千葉県でも同様であった。そのなかで、国民党の問題であるが、千葉県のように「動搖の憂なし」（『時事新報』大正二年一月二十五日付）という所から埼玉、茨城両県のように、分裂の地殻変動をもたらす地域もあらわれていたが、神奈川県下のように国民党の地盤が根こそぎ失われていったケースは珍しい。

それだけに、県民の「憲政」観をつくりあげるうえで大きな役割をになっている『横浜貿易新報』がどのような見解を打ちだしていたかをみておきたい。

当初、『横浜貿易新報』は、大正政変と護憲運動をめぐって、陸軍と官僚派が「武断政治」の復活をはかろうとしている点を非難し、護憲運動に拍手を送っていた。が、その主張のかけで、政友会をのぞいて秩序ある運動を進めることを要望していた『横浜貿易新報』大正二年一月七日付)。護憲運動を擁護する旗をかかげながら、政友会と一線を画そうとするこの論調は、それだけに、政局とか運動の条件が変われば微妙に変化していくぎざしをはじめからかかえていたとみてよい。その兆候が紙面にあらわれるのが、同紙(大正二年一月十六日付)の「閥族打破案」の主張である。

この論説のなかで、同紙は、まず「閥族の専横」には誰でも憤慨せざるをえないし、「閥族打破の叫び」が各地にみなぎり、蜂起すらみられるのはそれだけの理由があるとのべる。けれども、この指摘はまえおきであって、同紙は、憲政擁護に目覚めることがあまりにも遅いことと、首都における政友会、国民党の一部をはじめ十数団体の連合せる運動が、政府攻撃をくりかえすのみでとくとくとし、具体的にその要求を提示しないことに強い不満を表明し、だから、護憲の連合運動に賛同しないという。こうした立場は、犬養毅をのぞく国民党の諸幹部や政友会の幹部たちが護憲運動に腰をあげようとしないう態度と共通するものであると推測し、運動が元老会議排斥を楯にとつて桂内閣を排撃するのは児童に等しいと難じ、こう提案していた。つまり、この機会に「桂公を促がして、公が閥族の門を出て、真に政党の人と成り、以て国民と共に立憲的に政治に関与するに至らしむるを以て、最も事理に適ひ、且つ甚だ策の得たるものと念ふ」と。

この提言は、奇しくもこの直後、桂の新党計画の発表もあってその筋書きめいた感もあるが、護憲運動と一線を画しながら、同紙が、「憲政」の実現のために奔走していく宣言にもなっていた。そして同紙は、二月にはいり島田らが桂の新党計画に参加することがあきらかになり、県下の刷新派が同調を示していく気配のなかで、コラム欄で「今日程政党の天下に漲みなぎった事は蓋し憲法あって以来未だ嘗かてあるまい」とその自信のほどをのべ、議会内で護憲運動の先頭に立っている政友会を批判する

ほど挑戦的な態度をとりはじめていった（『横浜貿易新報』大正二年二月五日付）。

このような『横浜貿易新報』の主張は、明治三十年代の後半から横浜の商工業界をはじめ県下の実業界に影響をもっている。『実業之横浜』誌とも共通している。同誌はすでに民衆の幸福を中心に考える「国民本位政策」をとまえ、「商工党」の組織化を声たかだかに叫び、政党政治の実現を目指し、ひとつの世論を形づくりつつあった。政党政治をめざすこの見解は、「立憲制」あるいは「立憲主義」にたいする関心をもつ県民の具体的な的にもなっていたのである。

「護憲」をめぐる社会風潮 この間、県民のなかには、政友会・国民党をまきこんだ閣族打破の運動に共感を寄せる動きもひとつの流れをなしていた。その傾向は、すでにふれたような戸塚の鎌倉倶楽部での鎌倉郡民大会に象徴的にあらわれている。

また、西園寺内閣が総辞職をよぎなくされ、増師反対の世論が護憲運動に転化していく過程で横浜に在任する社会主義者も息を吹きかえていた。そのようすをたどってみると、西園寺内閣倒壊の直後、高畑巳三郎は吉田只次と相談して、市内蓬来町四ノ五七の自宅で茶話会を開き、田中佐市、金子新太郎、杉山正三、大和田忠太郎、村越喜太郎、小池潔が集まって、以後、毎月一回会合をもつことを約束していた。このメンバーのうち、田中、金子、杉山は出獄してきたばかりであるが、ここに横浜曙会が復活をみるようになった。そして、一月十二日の第二回茶話会には東京から堺利彦、大杉栄、荒畑寒村も参加していた（『横浜市史』第五巻上）。

これらの社会主義者が護憲運動をどうみてどのように評価していたかは、あきらかではない。いや、直接にかかわりあうような関係はなかったとみたほうがよさそうである。しかし、憲政擁護会への関心が地域からたかまりつつある時期に社会主義者が気脈をつうじて動きをとりはじめた事情は、間接的ではあれ、社会の変化のきざしを告げるものであった。



相沢日記の「帝国議會停会記」の部分
相沢栄久氏蔵

こうしたなかで、いままでのべてきたような大正政変・護憲運動への関心の寄せ方とは異なる政治感覚もまた、地域を流れていた。

その声を代表するものとして高座郡相原村（現在相模原市）の村長相沢菊太郎の政変の受けとめ方をとりあげてみたい。相沢は、一九一三（大正二年）一月二十三日の日記で二十一日、帝国議会が、十五日間停会の詔勅で混乱におちいり、桂首相の新党計画の発表でまたまた各党が混乱していることにふれながらこうのべていた（『相沢日記』大正編）。

「昨暮内閣大臣の総辞職あり、今内大臣より総理となれる桂氏の立場こそ実に思遣らる、爰に当って余は思う、日本の上官連は口に美明を唱へ其行い何ぞや、抑々新帝陛下に仕へる奉公の節ありや」

しかも続けて、相沢はつぎのようにしたためている。

「余は小臣なりとも之輩と意見を異にす、汚れるものは人外とし、身の本分を守り、改善を呼吹し、君恩を忘れざらんことを期す」

桂の立場に同情を示し、総辞職した西園寺やその閣僚たち、あるいは桂内閣に協力しようとはせずに護憲運動に加担している政友会、国民党の指導者たちを非難しているかのような印象を受ける相沢の見解は、政変の真相をとらえきっていない面もある。しかし相沢が、こうしたとらえかたをするのは、心の底に強烈な天皇崇拜の精神がうごめいていたからである。政党指導者たちが、タテマエとしては口で護憲の美名をとるえながらその行動は勅命に反抗するまさに不逞なものと相沢の眼には映

り、さらに相沢は、そもそも彼らは新天皇に仕える「奉公の節」があるのかと、なじるように日記に書きそえていた。

こうした相沢の判断や考え方は、もちろん、相沢個人にとどまるものではなく、村の指導者で名誉職などについている地域の地主や有力者たちの一般的な態度であったとみてよい。しかも、このような大正政変や護憲運動にたいする政治感覚は、また、新聞講読の数もかぎられ、生活のゆとりもない農村部をおおっていた(『相模原市史』第四卷)。たださすがに、二月十日の東京における民衆の議会包囲と騒擾、それに桂内閣の総辞職をめぐる噂さは、県下のすみずみまでひろがっていたらしい。たとえば『横浜貿易新報』(大正二年二月十三日付)には、「紀元節と秦野」と題する短かい文章がのっているが、この記事によると、足柄上郡秦野町(現在 秦野市)の周辺では、一月十一日の紀元節の行事は明治天皇の死によって謹慎してとりやめ、水無川辺の軽業興業の十日の千秋楽もまことにさみしいし、「只賑ただぎわへるは東都の擾乱談」であるとのことである。このような雰囲気は、あちこちにたちこめていた。

**政党政派間
の対抗地図** 大正政変と護憲運動をつうじて、県民の「憲政」とか「立憲主義」にたいする関心とかイメージは、無関心層もふくめて横浜を中心とする都市部と郡部ではかなりの落差がみうけられるが、それでも、一方では県下全域

で深刻度を増している生活問題を共通項にすえて、足元から政治や行政のありかたを問題にしていく気配がみえはじめた。

このような空気は、これまで長い間、県の政界や地域の政治の場を色濃く流れていた地域利害の問題を中心とする政治運用の慣行からすこしづつ旋回していることを意味している。たしかにこの十数年来、日清戦争後の県政をはじめ地方政治のなかで、まず目にとまったのは、横浜を中心とする市部と郡部の確執である。たとえば横浜の監獄改築費の負担割問題、横浜・横須賀間の国道外十五県道改修費および多摩川、相模川、酒匂川の三つの河川の治水費の負担問題をめぐる県会での市部と郡部の衝突は、ときには議場が大混乱におちいるほどの激しいものであった。この一例は、市部が監獄費を郡部の二倍負担するか

わりに郡部は県道の修繕費、河川の治水費を独自で負担するという約束をめぐって、両者がいろいろな名目をつけてそれぞれの負担軽減をはかろうとしてひきおこされた衝突で、その険悪な状態の根は、地域セクシヨナリズムからでていたのである。

県政をめぐる市部と郡部の地域的な反目は政策争点が積み重なるにしたがい、ふかまっていく傾向にあった。こうした悪循環を断ち切ろうとして、対立の緩和への努力がなされ、「妥協」気分がだんだんあらわれてきたといわれるが、その陰には横浜の重鎮、大谷嘉兵衛が、村野常右衛門、島田三郎らの力を借りて折衝を試みたように（『大谷嘉兵衛翁伝』）、県政界にそれぞれ影響力をもつ人間の間で処理されていたのであり、したがって地域間の対立は跡をたっていたわけではない。

しかも、地方政治の場では、政治間の対立が地域内の勢力地図のぬりかえをはかりながら、地域間のいがみ合いを巻き込み政治上の混乱をひきおこす度合いが強くなっていた。この事情は、桂太郎と西園寺公望とが交互に政権を担当する「桂園時代」のあおりを受けて、いっそう拍車がかくわえられていた。当時の県知事周布公平は、元老山県有朋の直系であったとみられていたし、一九一二（明治四十五年）年一月、その後を継いだ大島久満次は政友会系のいわゆる「政党知事」であった。

もっとも、横浜市においては政友会色の強い三橋信方市長のもとですでに市の有力者が組織していた公和会の統率力の影響もあって、衆議院議員選挙をはじめ県会議員選挙、市会議員選挙も、以前のような激烈な競争もなく、政友会と密接な関係をもつ協和派（地主派）と刷新派（商人派）とのゆるい妥協がおこなわれていた模様である（『横浜市史』第四巻下）。しかし、「行政の範囲は、生活環境整備、教育施設等々の問題から、港湾改良・京浜運河の開さく、水道施設、交通整備等々、産業化にともなう政策決定をめぐって多角的になり、『横浜貿易新報』を追っていくと、むしろ、政党政派間の争いは熾烈をきわめていた。しかも、たとえば国道修繕費をめぐっては、政友会派の根強い地域の関係道路の査定は大目にみるのにたいして、刷新派の強い横須賀市の場合は六十六割も減額するという「酷遇」の決定をくだす問題も表面化してきていたのである（『横浜貿易新報』

明治四十年十二月五日付)。この件は極端なケースの一つであるが、政党政派間の、鏑^{つばせ}迫り合いが政争点をめぐって激しくなるなかで、新聞紙上をしばしばにぎわしている事実がものがたるように、郡市、町村単位で政友会派と刷新派の対抗は、とくにそれぞれの予算編成等々にかんして、紛議をかもしだしていた。そして、あげくのはては、しばしば町村政の紊^{びんらん}乱問題をひきおこしていった。

このような政治経緯をたどってきたからこそ、「憲政」の実現を目標にかかげながらも、護憲運動で政友会派と刷新派の統一せる行動はついに日の目をみることはできなかったのである。けれども、護憲の波をかくくぐるなかで、この年の秋、高座郡長の町村長宛通達(高取第五三七二号)にみえるように、青年たちが「政治運動ニ干与」したり、「町村政ニ容喙^{ようかい}」する新しい気配が芽ばえていた(資料編II近代・現代(1)二二五)。

地域から「憲政の常道」を 県民が、それぞれ自分たちの立っている生活の場から、市町村の政治にたいし目をくばりはじめるとき、彼らはつぶやきにも似た不平から、地方政治の改革への立ち上がりにはいるまでさまざまな動き方をとっていく。

「大磯町税苦情―町会決議の五割増徴」を報じた『横浜貿易新報』(大正二年一月十九日付)をみても、そこに中郡大磯町の町民の町税増徴にたいする底ぶかい不満の色を読みとることができるし、この種の不満がやがて従来の町政をぬりかえていく下地になっていく。そもそも、この問題の根は、この町で国家法にもとづく町税徴収のほかに、神社費、掃除費、自身番費、祭典費、道路橋梁費など、要するに公課のような類の徴収がかさみ、その賦課方法が町内八つの字町の委員、総代が無責任な独断によって等級を決め割りあててきたからである。この点については、監督官庁も注意しないし、町の地方改良会なども傍観しているありさまで、字町の長者町あたりからなんとか改革しなければならぬ、そのために郡長に一考をわずらわせたい

という声もちあがっていたという。

こうした紛糾にもなりかねない住民の不満の傾向は、なにも大磯町に限られていたわけではなく、それぞれの市町村の内部で、さまざまな形でくすぶっていたことはまちがいない。なかでも、横浜市の場合、桂内閣の後に山本権兵衛が政権を担当し、政友会がこの内閣の与党になる道を選び、そのため、これに反発して尾崎行雄をはじめ、京浜電力常務取締役の笠原忠雄、横浜製糖副支配人、明治製糖川崎工場長の風間礼助らをふくめて二十四名が政友倶楽部を結成し、野党色を強めていくなかで、刷新派はその立場を有利にし、政治抗争にのりだしていた。

躍進をみせる刷新派が、大正政変後にとりくんだ運動は、自治権擁護にかんしてであり、具体的には主として市の選挙区条例の改正をめぐるくりひろげられていった。横浜市会では、一九一一（明治四十四）年四月に、保土ヶ谷、子安、屏風ヶ浦、大岡川などが横浜市に編入した結果、市会選挙の選挙区の改正が必要になり、そのためにこの年の九月、市の理事者側から選挙区改正案が市会に提出された。この理事者側の提案は否決されたが、刷新派はこの機会に全市一区の大選挙区制を実現しようし、十月二十八日に荒川市長が辞表まで提出してこの案をつぶそうとしたなかで、二十七対十七の圧倒的多数で大選挙区制を採択し、県知事に認可申請をおこなったのである。ところが、大島県知事は、大選挙区制案が成立すればいっかかならず「市の権利は中流以下」ととられ、「上流は困難」するであろうとみる原敬内相の指示で不許可命令をだした。

この知事のとった措置に、二十七名の刷新派ならびに協和会に属する市会議員は、「市会決議の故なく蹂躪せられたるは自治の破壊」であると抗議を提出した。とうぜんのことながら、市会は定数を欠き開催が不可能となった。また、この問題は同年暮れの県会でもとりあげられ刷新派は知事の責任を追求し、会議をしばしば流会に追い込みながら最終日には知事不信任案を提出し知事と対決した。そのために、政友派の退場により定足数を欠き、予算の審議は未了のままという異例的なかっこう

で県会は幕を閉じることとなった（齊藤秀夫「大正政変と県下の動き」『郷土よこはま』一三三号）。

横浜市会から県会までゆさぶりをかけた横浜市の大選挙区制不許可問題で、刷新派が重視し攻撃のために掲げた大義名分は「自治の破壊」という知事の行った「非立憲」的行為に的をしばっていた。刷新派の行ったこの態度は、ようやく「憲政」「立憲主義」が政治を測る物差しにすえられるようになってきていることをものがたっている。そればかりか、社会のなかからも自治の擁護をつうじて「立憲主義」を実現していく必要性への関心もたかまってきた。このことは、十二月六日、横浜港館で三十余名が出席して開かれた新聞雑誌記者大会で、大島知事の行った横浜市の自治権蹂躪、県道問題その他をめぐる数々の行為は、まさしく「非立憲」的であり、その「非立憲的行動は県治市政を紊乱するものと認む」と満場一致で決議していた事情からもうかがうことができよう。

このような動きが現われた事実は、大正政変と護憲運動がどういう形であれ、地域に影響をおよぼした後の社会状態の新しい側面にほかならない。そして、この変化の徴候は、地域において立憲制を保障しようとする政治気流の増幅とこれにもなう憲政にたいする社会的関心のふかまりのなかにとらえることができる。

三 都市商業工業者と廃税運動

廃税問題の前提

横浜市というひとつの地域で、政治抗争という形をとってはいるものの、自治権が、政治の争点にすえられることによって足元から「立憲主義」を築きあげていく方向が生みだされていた。こうした気配は、さまざまな民衆が、また自分たちの生活の場から問題を投げかけていくきっかけにもなっていく。とりわけ、日露戦争後の慢性

の不況が切れ目なく続き、中産階層以下の県民の生活が一般に落ち込んでくるところへもってきて、一九一三（大正二）年下半期からは小恐慌の状態となり、さらに翌年にはいつてからは、「不景気の底」に陥っていった。

このような経済事情を反映し、横浜市の大選挙区制問題が県会でどうとうたる論争的になっていたところ、まず神奈川酒造組合代表は酒税納期繰下げ決議をおこない、さらに、絹物・加工・染色の三組合の織物消費税についての減免運動をふたたび組織し、こうして、県下においても廃税要求を中心とする運動がふたたび頭をもたげつつあった。その幕開けは、一九一四（大正三）年二月四日、横浜商業会議所の音頭とりで市内の各種商工業組合の代表が参集して開かれた会合においてである。

営業税法等々の廃止にかんする運動は、もちろん過去にも、経験がある。ひとまずその経過についてのべておきたい。

まず、営業税法そのものについてこれを問題にとりあげた最初の試みは、一八九七（明治三十）年の暮れである。『横浜商業会議所月報』（第一五号）によると、このときには、横浜商業会議所は、東京商業会議所をはじめ各地の商業会議所と同じように営業税の廃止を建議し、貴族院および衆議院に請願していた。その理由は、この法律が税法として課税標準が不明確で徴収方法が簡易かつ公平性を欠いた「不良ノ税法」であるという点にもつばらかかっていた。とりわけ、課税にかんしては、売上金額、請負金額、建物の賃貸価格などを標準にしていたので、個人営業の場合には、その実際の額を割り出し税額を決定するのがすこぶる困難で、営業者の申告と収税吏の推定とが一致しないのがあたりまえのこととなっていた。そのため、査定に種々面倒な手続きを必要とし徴税費はかさむばかりで、賦課の軽重もはなはだしく公平を期することができない。そのため、営業税法にどのような修正をくわえようとも完璧を望むことはできないというのが、廃止の根拠になっていた（『横浜市史』第四巻下）。

横浜商業会議所はもちろんのこと、各地の商業会議所が推進力となつてこそって営業税法に反対したのは、さらにこれでは商工業の発達をはかることができないという計算によっており、政府に他の適当な財源を求めるよう要望してもいた。このこ

とは、翌一八九八（明治三十二年）年、政府の地租増徴法案にたいして、横浜商業会議所は、東京商業会議所と同じようにこの法案を支持する請願をおこなうとともに、東京・京都・大阪の実業家とともに、横浜の大谷嘉兵衛、渡辺福三郎らも参加して、地租増徴期成同盟会を結成して活発な行動をとっていた経緯からもうかがうことができよう。

しかもこの間、県下でもっとも大きな紛糾を呼び起こしたのが横浜生糸商にたいする課税問題である。この事件は、横浜税務署が、生糸商は仲買業と金銭貸付業とを兼ねているとみなして二重に課税しようとしたことに端を発していた。そこで、横浜蚕糸貿易商組合は、低利で借り受けた資金を地方製糸家に融通することを金銭貸付業とみなす税務署の措置にたいし行政訴訟を提起し、もし敗訴のさいには荷為替付蚕糸委託販売を中止することを決議した。そのために、この事態を重視した当局は、生糸商にたいする金銭貸付業としての課税を中止する訓令をだしたほどである（江口圭一著『都市小ブルジョア運動史の研究』）。

過去の営業税法をめぐる商工業者からの不満、抵抗の経過をふりかえてみても、その動きが示すように、営業税の問題は、営業税の範囲のみにとどまらない。そこには、国税、地方税などの負担の増大とあいまって、上層の商工業者だけでなく裾野の広い零細企業家、零細商人などの肩につねに重くかかっていたのである。だからこそ、「不景気の底」に陥った一九一四年はじめ、営業税をはじめ諸税は、山本内閣下の海軍の汚職、すなわちシーメンス事件の発覚により「薩関打破、海軍廓清」^{（たぎせ）}をめざす運動が高まるなかで、商工業者の財産権、人権を蹂躪するものであると意識されはじめてきた。

営業税をはじめ織物消費税、通行税を「悪税」として民間でまずとりあげたのは、前年護憲運動の推進力となった憲政擁護会であった。一月一日、憲政擁護会が悪税廃止第一回有志大会を開き「憲政の美果」をあげるために、「官僚的財政経済策の困窮」を打破し、「民衆の利福」の増進と「財政整理の実」をおさめることを狙いとする宣言を発し、「営業税、織物消費税、通行税」の全廃を期すことを決議して、以来運動は各地にひろがっていった。